

●香川県告示第52号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成22年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 所在地

高松市磨屋町6番地4

2 名称

社団法人香川県建設業協会

3 売りさばき場所

変更前 高松市磨屋町6番地4 社団法人香川県建設業協会

高松市松福町2丁目15番24号 社団法人香川県建設業協会 高松支部

善通寺市与北町189番地 社団法人香川県建設業協会 善通寺支部

観音寺市南町5丁目2番39号 社団法人香川県建設業協会 西讃支部

さぬき市長尾東1123番地2 社団法人香川県建設業協会 長尾支部

小豆郡土庄町上庄1954番地3 社団法人香川県建設業協会 小豆支部

変更後 高松市磨屋町6番地4 社団法人香川県建設業協会

高松市松福町2丁目15番24号 社団法人香川県建設業協会 高松支部

善通寺市与北町189番地 社団法人香川県建設業協会 中讃支部

観音寺市南町5丁目2番39号 社団法人香川県建設業協会 西讃支部

さぬき市長尾東1123番地2 社団法人香川県建設業協会 長尾支部

小豆郡土庄町上庄1954番地3 社団法人香川県建設業協会 小豆支部